

令和3年2月3日

本部員各位

新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（市長） 北 橋 健 治

## 第21回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議について

2月2日、国において、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の延長が決定され、3月7日までの間、福岡県を含む10都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が対象区域として、延長された。

これを受けて、対策会議を書面開催し、本市の取組みについて、以下のとおり、確認した。

※下線部分が今回の宣言期間延長による変更点。

緊急事態宣言延長期間中、早期に感染拡大を抑え込み、市民・事業者の皆様が平穏な日常に戻れるよう、各本部員には、一層の取組みをお願いします。

## 記

### 1 緊急事態措置の延長について

#### (1) 延長について

緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長する。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、法第32条第5項に基づき、速やかに緊急事態を解除する。

## (2) 国に対しての解除要請について (県)

今後の取組みによって、感染状況や医療提供体制が次の基準を満たした場合には、専門家の意見も伺った上で、宣言期間の到来を待たず、速やかに国に対して解除を要請する。

- ①直近7日間の新規陽性者数の平均が、7日間連続で180人未満となること。
- ②最大確保病床(760床)の稼働率が50%未満となることが見込まれること。

(参考)「福岡県における緊急事態措置の延長について」より引用

県としては、引き続き、新型コロナ患者を受け入れる病床の確保や宿泊療養施設の効率的な運用を図ってまいります。さらに、新型コロナから回復したものの、別の疾患等により引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れる後方支援病院を新たに100以上確保しており、今後、県医師会とも協力しながら、円滑な転院のための調整を図ってまいります。

## 2 市民への要請

生活や健康の維持に必要な場合を除いた、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること、特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。なお、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えること。

## 3 事業者への要請等

期間：令和3年2月8日(月)0時から3月7日(日)24時まで

(1) 飲食店、喫茶店等

営業時間を20時までとすること。

(酒類提供時間は11時から19時までとすること)

※令和3年2月8日(月)0時から3月7日(日)24時まで営業時間短縮に協力した事業所に協力金が支給される。

(2) 劇場・映画館、運動施設、博物館・美術館等

営業時間①と同じ。

但し、人数上限5,000人かつ収容率要件50%以下。

4 職場への出勤等

在宅勤務やローテーション勤務等を更に徹底すること。

事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

「感染防止宣言ステッカー」の掲示など、取組を実施している旨を明示すること。

5 決定事項

令和3年2月8日(月)から3月7日(日)まで、以下の事項を延長する。

(1) 市の公共施設について

開館時間は原則として20時まで。

(2) 市主催等のイベントの開催制限について

屋内・屋外ともに5,000人以下。

屋内は収容定員の50%以内。

屋外は人と人との距離を十分に確保。

### (3) 学校について

- ① 学校の一斉休校はしない。
- ② 体育の授業については、可能な限り「屋外」で実施する。
- ③ 部活動については、密集する運動や接触する場面が多い活動、大きな発声を伴う運動は行わない。また、中学校体育連盟等主催大会以外の大会への参加などは、当面の間中止。